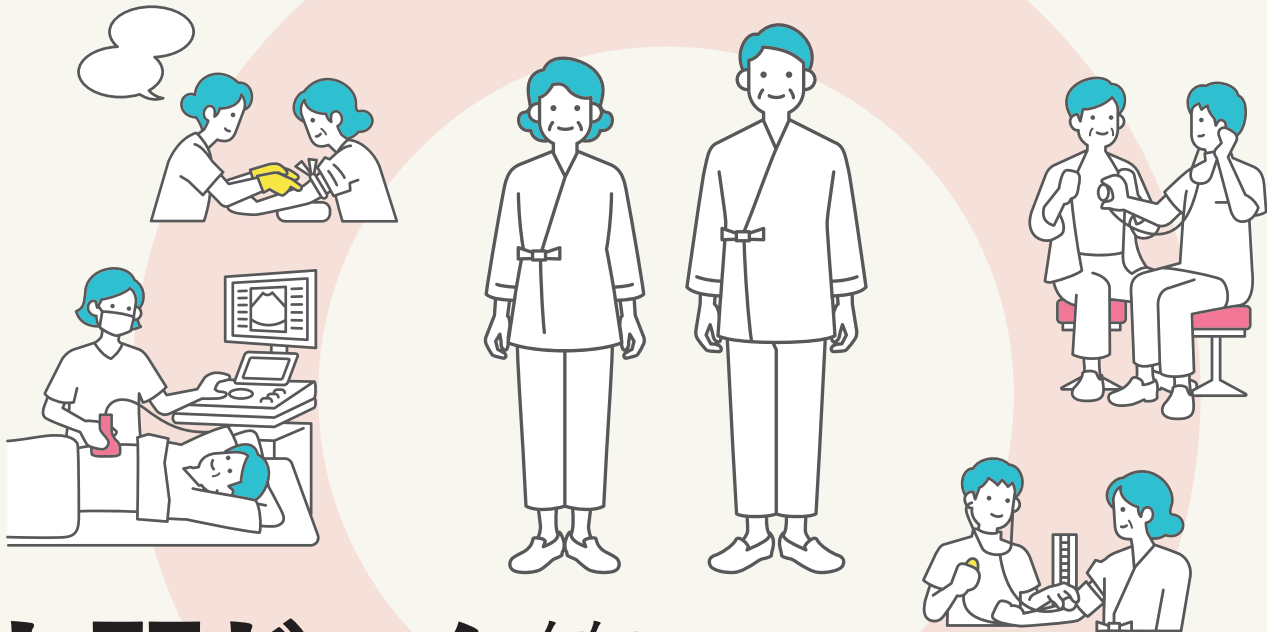




ほっと便り

H O T - I N F O R M A T I O N

No. 5 : 2024 春
加入状況 R06.03.01
事業所数 : 966 所
会員数 : 7,816 人



人間ドック等の 受診助成金を増額します!

「健康経営」を実践される企業の従業員の皆様に、積極的な助成を行います。

令和6年度(受診日 令和6年4月1日～令和7年3月31日)の助成額は、下記の計算式によるものとします。

助成額

自己負担額が2,000円以上の健診(法定健康診断以外であること※注1)
支払った本人負担額(1,000円未満切捨)の2分の1(限度額10,000円)
※領収書原本の提出・返却不可(コピーでの助成は受けられません)

自己負担額	計算式	助成額
2,000円	2,000円 × 1/2	1,000円
5,000円	5,000円 × 1/2	2,500円
7,000円	7,000円 × 1/2	3,500円
10,000円	10,000円 × 1/2	5,000円
20,000円	20,000円 × 1/2	10,000円
21,000円	21,000円 × 1/2	10,000円 (限度額)



Q

健康診断の費用は労働者と使用者
どちらが負担するものなのでしょうか?

A

労働安全衛生法等で事業者
に義務付けられている健康診断の
費用は、法により、事業者
に健康診断の実施が義務付けら
れている以上、当然に事業者が
負担すべきものとされています。



※厚生労働省 Q&Aより

※注1:法定健康診断とは、「事業主に実施義務のある健康診断」のことです

会社で一括支払いを
している場合の
対応について

従前通り、請求書及び支払を完了したもののコピーを提出
申請書の1面に「安衛法の定める健康診断ではありません。」と記載し事業主の押印をお願いします
(ホームページ記入例 参照)